



営農振興課  
営農経済渉外係長  
田中 裕子

\*今月号は私が担当しました。

## 肥料価格高騰対策事業 で対象となる肥料とは

「みどりの風」11月号および、今月号でご案内のとおり、国では、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組み、農産物の販売を行う農業者の皆様の肥料費を支援しています。

対象となる肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律（以下肥料法）」に基づき、登録または届出された「肥料」です。具体的に、どのようなものが対象の肥料となるか、ご案内します。

※肥料法は、旧肥料取締法です。肥料は、大きく「普通肥料」と「特殊肥料」に分けられます。

普通肥料は、一般的にみなさんが使用している、化学肥料や石灰

質肥料などが含まれます。

特殊肥料は、堆肥や米ぬか、魚かすなど農林水産大臣が指定（47種類）したものです。

現在、様々な肥料が流通しており、肥料の銘柄だけでは、肥料価格高騰対策事業（以下、本事業）の対象となるか判断が難しい状況です。

そこで、申請を検討中のみなさんは、肥料袋に記載されている、「保証票（図1～4）」および「肥料取締法（または肥料法）」に基づく表示（図5）を確認して下さい。登録、または届出された肥料には、必ずこれらの表示が肥料袋に記載されています。

表示が記載された肥料が本事業の対象となりますので、申請の際は、肥料名だけではなく表示が分かる書類（登録番号や表示部分の写真・肥料袋等）を準備していると、申請手続きがスムーズに進みます。

詳しくは、肥料購入店にご相談下さい。

なお、JAふかやで購入いただいている肥料に関しては、表示等が分かる書類の準備は必要ありません。

### 普通肥料の保証票（例）図1～4

図-3 指定配合肥料

指定配合肥料 生産業者保証票
肥料の名称 保証成分量（%） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業者の名称及び所在地

図-2 汚泥肥料

生産業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地
主要な成分の含有量 炭素窒素比

図-1 汚泥肥料を除く普通肥料

生産業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（%） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（%） 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

図-5 特殊肥料の表示（例）

肥料取締法に基づく表示、又は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示
肥料の名称 肥料の種類 届出を受理した都道府県 表示者の氏名又は名称及び住所 正味重量 生産した年月 原料 主な成分の含有量等

図-4 販売業者が詰め替え等を行った肥料

販売業者保証票
肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（%） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（%） 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名または名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所

【参考】

肥料登録銘柄検索システム  
（独立行政法人農林水産省安全技術センター）